

奨学生制度・学納金減免制度（令和7年度入学生）

【特別奨学生制度】

本校が規定する特別奨学生として認められると、入学金・授業料・その他の学納金（教育振興会費・生徒会費は除く）・入学準備品代等が支給されます。（ただし、就学支援金等を除いた分が対象となります）

	入学金	授業料	施設設備費	特別指導費	教育振興会費	生徒会費	後援会費	修学旅行積立金
特別奨学生	支給	支給	支給	支給	-	-	支給	-

【姉妹学納金減免制度】

1. 同一世帯から姉妹2名以上が在籍する場合、原則姉について「授業料・施設設備費・教育振興会費」は半額、「後援会費」は免除となります。

【英語留学コース 助成金・貸付金制度】

1. 英語留学コースの留学プログラム参加者には、留学経費の一部を助成します。（‘特別奨学生および交換留学生’を除く、‘E判定多子世帯’以外の世帯）
2. 留学経費の一部（上限額100万円）を無利子で貸付する制度があります。

【グローバル・サイエンスコース 助成金制度】

1. グローバル・サイエンスコースの生徒には、海外研修プログラムの一部を助成します。

【各種奨学金制度】

1. 経済的理由により修学困難な福井県内に在住している優れた生徒に対して、無利子で貸与される「福井県奨学金」があります。
2. 経済的理由により修学困難な優れた生徒に対して、無利子と有利子で貸与される「日本学生支援機構奨学金」（旧・日本育英会）があります。
3. 他に「交通遺児育英会」「あしなが育英会」等の民間育英団体の奨学金もあります。

【高校生等奨学給付金について】

就学支援金の（**A区分**）世帯を対象に、返還の必要のない給付金事業として、高校生等奨学給付金という制度があります。詳細については、対象となる世帯（A区分世帯）に、8月前後に申請のご案内をいたします。

高校生等奨学給付金は、**返還不要の給付金**です。

申請・交付の手続きは学校を通して行います。

【支給金額】

世帯区分	生活保護世帯	保護者全員の県民税所得割および市町村民税所得割が非課税である世帯
受給金額	52,600円	152,000円

※支給金額については変更となる場合もございます。